

ゴルフ場利用税廃止！

1000万ゴルファーの悲願

ゴルフ場利用税廃止運動推進本部

参加団体

公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本ゴルフ協会、47都道府県ゴルフ連盟／協会、北海道ゴルフ連盟、東北ゴルフ連盟、関東ゴルフ連盟、中部ゴルフ連盟、一般社団法人関西ゴルフ連盟、中国ゴルフ連盟、四国ゴルフ連盟、九州ゴルフ連盟、公益社団法人ゴルフ緑化促進会、公益社団法人日本パブリックゴルフ協会、一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会、一般社団法人日本ゴルフ用品協会、公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟、一般社団法人日本ゴルフトーナメント振興協会、公益社団法人日本プロゴルフ協会、一般社団法人日本女子プロゴルフ協会、一般社団法人日本ゴルフツアー機構、NPO法人日本芝草研究開発機構、全国ゴルフ会員権取引業団体連絡会、全国ゴルフ場関連事業協会、日本ゴルフコース設計者協会、日本ゴルフジャーナリスト協会、日本ゴルフ場支配人会連合会、スポーツゴルフ確立のための議員連盟、自由民主党ゴルフ振興議員連盟

事務局：〒103-0004 東京都中央区東日本橋1-1-5 ヒューリック東日本橋ビル9階

日本ゴルフ関連団体協議会

TEL03-5823-4893 <http://www.gorenkyo.net>

本リーフレットの内容の複製、無断転載を禁止します。



ゴルフ場利用税廃止運動推進本部

日本ゴルフ関連団体協議会

I・平成元年の消費税導入時に廃止されるべきであった

昭和29年に創設された「娯楽施設利用税」の対象施設として、ゴルフは課税されていました。この課税対象は「舞踏場、ゴルフ場、ボーリング、パチンコ、射的、マージャン、たまつき、ゴルフ練習場」などです。

昭和63年の税制の抜本改正において消費税が創設されましたが、ゴルフ場以外は全て非課税となったにもかかわらず、ゴルフ場だけが「ゴルフ場利用税」として名称を変えて存続されたのです。

II・消費税との二重課税は税の公平性を欠き、ゴルフの振興の妨げになっている

～一季出版 ゴルフ特信2013.5.8より～
小売物価統計の年平均によると、プレー料金も低廉化し、平成24年平均のプレー料金は6,024円(利用税込)で、23年比では4.8%の下落、14年比では33.4%減となっている。

地方税法でゴルフ場利用税は、800円(標準税率)～1200円(制限税率)と定められており、消費税との二重課税になっています。H26年からは消費税は8%に引き上げられ、その後10%への引き上げが決定しています。

プレー料金が低下している中でゴルファーが支払う金額に占める税金の割合は非常に大きくなっており、このことはゴルフの普及・振興に大きな妨げとなっています。

III・スポーツ基本法の精神や国民の幸福追求権にも反する税は問題

平成23年にスポーツ基本法が制定され、国・および地方自治体、スポーツ団体は国民へのスポーツ普及促進の努力をし、必要な措置を講じることが定められました。スポーツに親しみ、健康増進をはかることは国民に保障された幸福追求の権利です。

2014年には世界アマチュア選手権競技、2020年には東京でオリンピックが開催される予定であり、日本でもゴルフへの関心が大いに高まることが期待されます。このような状況に鑑みても、ゴルファーへの課税は理不尽です。

下記の文書「ゴルフ場利用税の堅持を求める要請書」は、昨年11月「ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟」の名で、自民党国会議員に配布されたものです。課税の正当性を訴え、その堅持を求めるものですが、事実誤認と例示の拡大援用ばかりの全く一方的な主張です。次の通り、反論いたします。

ゴルフ場特有の行政需要として、次のように主張しているが……

ゴルフ場へのアクセス道路整備とその維持管理 ……

企業誘致を目的に周辺道路の拡幅・造成を行政が行ったケースもあるが、最も多いのはゴルフ場自らが、周辺道路の土地買収・拡幅・造成を実施し、それを市町村に寄付したケース。それらは、一般的に地域住民の生活道路となっており、他の道路の維持管理と別扱いされるのは不合理である。

ゴルフ場から排出されるごみ処理 ……

ゴルフ場における廃棄物処理は、廃棄物処理法に則り、業者委託あるいは自ら処理施設に持ち込む等して、有料で処理している。廃棄物処理においても、他の企業、施設等に比して特別な行政サービスを受けてはいない。

ゴルファーが怪我をした場合等における救急サービス、火災があった場合における消防サービス ……

救急サービス、消防サービスは、誰もが公平に受けられる最も基本的な行政サービスではないのか。他の施設に比して特段ゴルファーに怪我が多いわけでもなければ、火災が多いわけでもない。他の施設と如何なる相違があるのか。なぜ、ゴルフ場が特有であるのか。

地滑り対策、洪水対策 ……

ゴルフ場開発にあたっては、大臣許可、県の諸機関の許認可をなくしては開発行為は行えない。都市計画法、森林法、農地法等の厳しい条件を全てクリアして開発してきたのであり、その開発規制の中で、「100年(最大200年)に一度」と予想される最大雨量のデータに基づく洪水調節ダムの設置など、ゴルフ場自らの費用により建設している。つまり、地滑り対策、洪水対策はゴルフ場自らが実施してきたのであり、要請書の主張には矛盾がある。

農薬、水質調査等 ……

業界全体で農薬の適正な使用、法令順守、水質検査に徹底して取り組んでおり、個々のゴルフ場が、自らの費用で業者に委託して実施、報告している。その結果、環境省が定める指導指針にもとづく水質調査については、平成15年度以降基準値を超過する検体はない。

反論 します

ゴルフ場利用税の堅持を求める要請書

ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されております。その交付金額は、平成23年度決算額において356億円に上り(ゴルフ場利用税額:506億円)、ゴルフ場所在市町村にとって貴重な財源となっております。

これに対して、現在、関係業界団体や文部科学省から、ゴルフ場利用税の廃止を求める要望がなされております。

ゴルフ場所在市町村には、ゴルフ場に特有の行政需要があります。例えば、ゴルフ場の開設時には、ゴルフ場へのアクセス道路を整備し、開設後は、その維持管理を行っております。さらに、**ゴルフ場から排出されるごみ処理、ゴルファーが怪我をした場合等における救急サービス、火災があった場合における消防サービスも必要となります。**これらのほか、**特にゴルフ場は他のスポーツ施設と異なり、広大な土地を使用し、その多くは里山を開発して造成された施設であることから、環境対策をはじめ、地滑り対策、洪水対策、農薬・水質調査等も必要となっております。**

市町村においては、依然として厳しい財政状況が続いているところであり、**仮にゴルフ場利用税が廃止されますと、ゴルフ場関連の行政需要に対応できなくなるばかりか、それ以外の事業の継続にも支障を来すこととなります。**特に、山林原野が多く、財源に乏しい市町村の中には、税収の2割近くをゴルフ場利用税の交付金収入に依存しているところもあり、ゴルフ場利用税の廃止による影響は甚大なものとなります。

つきましては、**ゴルフ場利用税が、ゴルフ場所在市町村にとって、貴重な財源であることをご賢察のうえ、是非とも現行制度を堅持していただきますよう強く要請いたします。**

平成25年11月

ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟

ゴルフ場は「厄介者」なのか……

この要請書の内容からは、ゴルフ場所在市町村にとって、ゴルフ場は「厄介者」扱いされているとしか受け取れない。ゴルフ場は、法人税、事業税、固定資産税等を当然ながら支払っており、またその地域での雇用においても十分に貢献している。ゴルフ場利用税を正当化するため、無理矢理ゴルフ場を他の施設と違うものに位置づけている。

他のスポーツ施設と異なり、広大な土地を使用し、その多くは里山を開発して造成された施設であることから、環境対策をはじめ……

あたかも環境破壊の原因とでもいう書きぶりであるが、ゴルフ場の開発においては、森林を50%を残すように決められており、更に残りの45%近くは芝生地になることから、植生が安定し、多様な生物相が見られる、いわゆる「里山」となっている。また、ゴルフ場が存在することで、周辺の土地は都市化されることなく緑地として保全されてきている。特に大都市圏においては、ゴルフ場は欠かすことのできない大規模緑地・里山としての機能を有し、気象の緩和効果やヒートアイランドの防止に大変役立っている。

ゴルフ場利用税が廃止されますと、ゴルフ場関連の行政需要に対応できなくなるばかりか、それ以外の事業の継続にも支障を来すこととなります…… ゴルフ場所在市町村にとって、貴重な財源であることを……

『ゴルフ場所在市町村にとって、貴重な財源』これが唯一の理由です。しかし、行政需要のコストをゴルファーだけに求めることは、全く不公平なことです。

もはや明確な課税理由のないゴルフ場利用税を廃止し、これによって影響を受ける市町村に対しては、必要な措置(代替財源)を講じる税制改正を求めています。

※全国の市町村数は、1,742。ゴルフ場利用税交付金を受けている市町村は940であり、そのうちこの要請書に名を連ねた首長は562。また、ゴルフ場利用税交付金を受けていない市町村数は、802。

I・ゴルフ場は地元貢献している

資産の価値創出

ゴルフ場は、そのほとんどが山岳や丘陵地に開設されています。ゴルフ場開設前は原野・若しくは山林として存在していました。それがゴルフ場として開場したことで、その資産価値は大幅に上昇しています。例えば、首都圏のあるAゴルフ場では、1㎡あたり固定資産税評価額は原野14円、山林28円、ゴルフ場は4,300円と、実に原野の307.1倍、山林の153.6倍となっています。また、地方でも山林14.69円に対しBゴルフ場は730円と、49.7倍の資産価値を創出しています。

雇用面における価値はゴルフ場利用税よりはるかに高い

市町村がゴルフ場利用税廃止を反対する最大の理由として挙げているのが利用税が市町村の重要な財源であるということです。しかしながら、利用税の1ゴルフ場の納税額は2千万円～4千万円です。一方で1ゴルフ場の人件費は1億円～4億円です。

これは全て地元へ落ちます。この税収と雇用によって生まれる所得と波及効果を比較して、どちらが地元にとって重要かは明白です。これだけ地元経済に貢献しているにも関わらず、なぜゴルフ場利用税まで課して、追い打ちをかけようとするのでしょうか？

II・多岐にわたるゴルフ場の貢献

このほかにもゴルフ場がもたらす効果として以下のものが期待されており、地元へ貢献しています。

- スポーツ・ツーリズム誘発効果
- 地域ブランドの向上、地元の広告塔としての役割
- 商工業への寄与、雇用などの経済効果
- 教育的効果(ゴルフを通じたマナー・ルールなどの教育効果・体育効果)
- スポーツ活性化と医療費削減効果
- 緑地表土保全、生態系維持、温暖化防止効果など

市町村の財源だからという理由は理不尽。 二重課税解消と代替財源確保を政治の力で

市町村は、金科玉条のごとく「ゴルフ場に対する特別な行政サービスがあるから」と主張していますが、その実態は違います。他の施設に比して、ゴルフ場が特別な行政サービスを受けている実態などありません「市町村の重要な財源だから」との理由で、行政需要をゴルフだけに押しつけることは全く不公平なことです。

これまでの課税根拠がもはや妥当性を欠いていることは、多くの議員が認めるところになっているにもかかわらず、(与党税制調査会において)「課税根拠の妥当性」の議論も無しに、ただ「市町村長の反対が強いから」という理由で「ゴルフ場利用税の存続」が決められています。

「平成27年度税制改正」においては、もはや明確な課税根拠のないゴルフ場利用税を廃止し、これによって影響を受ける市町村に対しては必要な代替財源を含めた措置を講ずる税制改正を実施するよう強く要望します。

